

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2026年8月31日

【発行者の名称】

株式会社フィットワークス
(Fitworks Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役 武内 寿明

【本店の所在の場所】

大阪市淀川区西中島六丁目11番25号

【電話番号】

06-6889-5777（代表）

【事務連絡者氏名】

取締役経営管理部長 山本 高広

【担当J-Adviserの名称】

株式会社日本M&Aセンター

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役社長 竹内 直樹

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】

<https://www.nihon-ma.co.jp/ir/>

【電話番号】

03-5220-5454

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社フィットワークス
<https://www.fit-works.co.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第19期中	第20期中	第21期中	第19期	第20期
会計期間	自 2023年12月 1 日 至 2024年 5 月31日	自 2024年12月 1 日 至 2025年 5 月31日	自 2025年12月 1 日 至 2026年 5 月31日	自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日	自 2024年12月 1 日 至 2025年11月30日
売上高 (千円)	1, 140, 705	1, 766, 874	918, 928	2, 347, 290	2, 771, 334
経常利益 (千円)	58, 453	131, 404	55, 494	207, 297	230, 196
親会社株主に帰属する中間 (当期) 純利益 (千円)	26, 592	85, 399	30, 638	132, 350	141, 412
中間包括利益又は包括利益 (千円)	26, 592	85, 399	30, 638	132, 350	141, 412
純資産額 (千円)	922, 874	1, 111, 032	1, 194, 684	1, 028, 632	1, 167, 045
総資産額 (千円)	1, 638, 156	2, 179, 300	2, 049, 912	1, 837, 453	2, 154, 487
1株当たり純資産額 (円)	4, 614. 37	5, 555. 16	5, 973. 42	5, 143. 16	5, 835. 23
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	132. 96	427. 00	153. 19	661. 75	707. 06
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	56. 3	51. 0	58. 3	56. 0	54. 2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	386, 989	441, 243	47, 453	△37, 009	630, 101
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△163, 921	△7, 191	△9, 562	△150, 686	△53, 643
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	190, 334	△25, 998	△65, 998	167, 336	△48, 996
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	868, 677	842, 969	934, 271	434, 915	962, 378
従業員数 (名)	82	79	79	78	73

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年5月31日現在

従業員数(名)	79
---------	----

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 当社グループはシステムインテグレーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2026年5月31日現在

従業員数(名)	53
---------	----

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 当社はシステムインテグレーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、景気自体は緩やかな回復基調にあったものの、物価高やエネルギー価格の上昇に対する懸念が強まり、成長の勢いは鈍化方向へと向かいました。食品やエネルギーの価格上昇に伴うインフレ圧力は依然として強く、中東情勢の緊迫化による原油高、米国の関税政策や世界経済の減速リスク、さらには円安に伴う輸入コストの上昇といった懸念材料が継続いたしました。景気後退にまでは至らない可能性が高いものの、経済の成長力は弱まっており、物価が高めで推移するなかで日本銀行による追加利上げの模索が続くなど、先行きは不透明な状況が予想されております。

日本のヘルスケア市場におきましては、高齢化や深刻な人手不足を背景に需要そのものは堅調に推移しているものの、コスト増加や人材確保への対応が大きな課題となっています。一方で、IT産業はAIブームとDX（デジタルトランスフォーメーション）需要に支えられ、主要産業の中でも比較的好調であり、生成AIをはじめとするテクノロジーの進展を背景に市場規模の拡大が続いております。

当社グループにおきましては、従来からビジネスの基盤としておりますインフラ構築サービス及び仮想化ビジネスに引き続き注力してまいりました。しかしながら、主要市場であるヘルスケア市場向けのネットワーク・サーバー関連サービスの提供や当社アプリ製品の販売につきましては、AI向け需要の急増に伴うHBM^{※1}やDRAM^{※2}、SSD^{※3}の価格急騰の影響を大きく受けることとなりました。サーバーやPCの導入コストが増加したことにより、医療現場における電子カルテサーバー、医療用ストレージ、医療機器、ネットワーク設備などの高騰化が進み、顧客側において大型案件の更新延期や更新対象範囲の見直しが発生いたしました。これらの影響は当社グループの主要顧客にも及び大型案件の延伸などが発生した結果、当中間連結会計期間の業績は、前年同期の実績を下回る結果となりました。

今後の見通しといたしましては、依然としてDRAMやSSDの価格高止まりは継続するものと予想されますが、下期以降につきましては、上期に延伸となった大型案件の受注や、新たな見込み案件の増加が顕著に見られております。また、顧客ニーズを捉えて開発した新製品の展開も順調に推移しており、実証実験も開始されております。

さらに、顧客のDXに不可欠な仮想化やクラウド環境を実現するシステムインフラ構築分野、および新たなサービスを展開するためのサービスシステム開発等の分野は引き続き活況を呈しております。当社グループはこれらへの対応として、コンサルティングや検証といった付加価値の高いサービスの提供に注力してまいります。あわせて、これまでの構築経験を通じてクラウドセキュリティに対する豊富な経験や高度な技術力を蓄積し、顧客の安全をサポートするあらゆるセキュリティソリューションを今後も幅広く提供してまいります。

引き続き企業等のセキュリティリスクを低減するための重要な役割を果たし、今後も顧客のニーズに合致したより質の高い製品・サービスの提供を行うとともに、社会変化に柔軟に対応した新たなプロダクト製品の開発・販売を推進し、事業基盤の強化と業績の早期回復を図ってまいります。

※1 HBM（High Bandwidth Memory：高帯域幅メモリ）

DRAM（半導体メモリ）を垂直に何層も積み上げることで、データの転送速度（帯域幅）を飛躍的に高めた超高速・大容量の次世代メモリのこと。生成AIの膨大なデータ処理を担うAIサーバー向けGPU（画像処理装置）等に不可欠な部品であり、近年の世界的な需要急増に伴って価格が急騰しています。

※2 DRAM（Dynamic Random Access Memory）

半導体メモリ（記憶素子）の一種で、コンピュータがデータを一時的に読み書きするための主記憶装置（メインメモリ）として用いられるもの。近年のAI市場の急拡大に伴い需要が急増したことで、

サーバーやPC等の調達コストにおける上昇要因となりました。

※3 SSD (Solid State Drive)

フラッシュメモリを用いた大容量の記憶装置（ストレージ）。従来のハードディスクドライブ（HDD）に比べてデータの読み書きが非常に高速で、耐衝撃性や省電力性にも優れているため、近年の電子カルテサーバーや医療用ストレージ等の主要部品として幅広く採用されています。

以上の結果、当中間連結会計期間の売上高は918百万円（前年同期比48.0%減）、営業利益は54百万円（前年同期比58.7%減）、経常利益は55百万円（前年同期比57.8%減）、親会社株主に帰属する中間純利益は30百万円（前年同期比64.1%減）となりました。

なお、当社グループはシステムインテグレーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を行っておりません。

（２） キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は934百万円（前連結会計年度末比28百万円減）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は47百万円（前年同期は441百万円の獲得）となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益の計上55百万円及び売上債権の減少額196百万円があったものの、前渡金の増加額85百万円及び棚卸資産の増加額43百万円等があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は9百万円（前年同期は7百万円の使用）となりました。これは主に、保険積立金の積立による支出10百万円等があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は65百万円（前年同期は25百万円の使用）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出62百万円等があったことによるものであります。

２ 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、システムインテグレーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（１） 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、記載を省略しております。

（２） 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
システムインテグレーション事業	896,370	77.25	664,392	83.05
合計	896,370	77.25	664,392	83.05

（注）金額は、受注価格によっております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2025年12月1日 至 2026年5月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
システムインテグレーション事業	918,928	52.01
合計	918,928	52.01

(注) 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合

相手先	前中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)		当中間連結会計期間 (自 2025年12月1日 至 2026年5月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社A I T	177,814	10.1	96,947	10.6
学校法人関西医科大学	348,805	19.7	81,521	8.9
株式会社コンテックロジコム	462,431	26.2	31,749	3.5

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2026年2月27日に公表した発行者情報に記載した「事業者等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しています。

当社では株式会社日本M&Aセンターを担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2020年9月29日に株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」という）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviserとの契約の解除に関する条項>

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上

場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められています。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1ヶ月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止に繋がる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告なしでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められています。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計

画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥る恐れがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥る恐れがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

- (b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
 - b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと
- ⑤ 事業活動の停止
- 当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取扱う。
- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
 - b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
- 当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の效果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき
- ⑧ 発行情報等の提出遅延
- 当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、

特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でない
と判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割当てしておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割当てするために、導入時点において暫定的に特定の者に割当てしておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に

係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

当社が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約に繋がる上記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

当中間連結会計期間末における流動資産は、1,751百万円（前連結会計年度末比91百万円減）となりました。これは主に、前渡金が85百万円増加したものの、売掛金が141百万円、完成工事未収入金が54百万円減少したこと等によるものであります。固定資産は、298百万円（前連結会計年度末比13百万円減）となりました。これは主に、のれんが17百万円減少したこと等によるものであります。その結果、総資産は2,049百万円となりました。

（負債の部）

当中間連結会計期間末における流動負債は、724百万円（前連結会計年度末比109百万円減）となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金が40百万円、買掛金が29百万円減少したこと等によるものであります。固定負債は、130百万円（前連結会計年度末比22百万円減）となりました。これは主に、長期借入金が22百万円減少したこと等によるものであります。その結果、総負債は855百万円となりました。

（純資産の部）

当中間連結会計期間末における純資産は、1,194百万円（前連結会計年度末比27百万円増）となりました。これは利益剰余金が27百万円増加したことによるものであります。

（3）経営成績の分析

「1 【業績等の概要】（1）業績」をご参照ください。

（4）キャッシュ・フローの状況の分析

「1 【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第 4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	中間連結会計期間末 現在発行数 (株) (2026年5月31日)	公表日現在 発行数 (株) (2026年8月31日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	800,000	600,000	200,000	200,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に 何ら限定の ない当社に おける標準 となる株式 であり、単 元株式数は 100株であ ります。
計	800,000	600,000	200,000	200,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2026年5月31日	—	200,000	—	80,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2026年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
武内 寿明	兵庫県姫路市	199,900	99.95
株式会社マコト電気	大阪市北区梅田3丁目4-5	100	0.05
計	—	200,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 200,000	2,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	200,000	—	—
総株主の議決権	—	2,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(9) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月	2026年5月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

2. 2025年12月から2026年5月については売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報提出日後、当発行者情報提出日までの役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。なお、当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年12月1日から2026年5月31日まで)の中間連結財務諸表について、ひかり監査法人による期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年11月30日)	当中間連結会計期間 (2026年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	964,178	934,871
売掛金	206,061	64,171
契約資産	105,243	100,630
完成工事未収入金	107,190	52,407
有価証券	30,000	30,000
商品	106,763	137,614
原材料	1,784	1,976
未成工事支出金	9,593	21,698
前渡金	307,898	392,939
その他	4,474	15,586
流動資産合計	1,843,188	1,751,897
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	16,281	15,481
車両運搬具（純額）	3,007	2,342
工具、器具及び備品（純額）	7,218	6,661
有形固定資産合計	※ 1 26,507	※ 1 24,485
無形固定資産		
のれん	157,616	140,103
その他	4,150	3,615
無形固定資産合計	161,767	143,719
投資その他の資産		
保険積立金	90,899	101,023
繰延税金資産	3,595	3,595
その他	28,530	25,191
投資その他の資産合計	123,024	129,809
固定資産合計	311,299	298,015
資産合計	2,154,487	2,049,912

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年11月30日)	当中間連結会計期間 (2026年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	123,428	93,934
工事未払金	8,045	9,027
1年内返済予定の長期借入金	85,996	45,996
未払法人税等	35,235	24,626
前受金	455,124	451,341
賞与引当金	-	25,350
その他	※3 125,913	※3 74,161
流動負債合計	833,742	724,437
固定負債		
長期借入金	143,344	120,346
繰延税金負債	2,914	2,984
資産除去債務	7,441	7,460
固定負債合計	153,699	130,790
負債合計	987,442	855,228
純資産の部		
株主資本		
資本金	80,000	80,000
利益剰余金	1,087,045	1,114,684
株主資本合計	1,167,045	1,194,684
純資産合計	1,167,045	1,194,684
負債純資産合計	2,154,487	2,049,912

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)		当中間連結会計期間 (自 2025年12月1日 至 2026年5月31日)	
売上高	※ 1	1,766,874	※ 1	918,928
売上原価		1,430,092		677,236
売上総利益		336,781		241,691
販売費及び一般管理費	※ 2	205,117	※ 2	187,331
営業利益		131,664		54,360
営業外収益				
受取利息		343		1,228
社宅家賃収入		916		1,126
その他		46		28
営業外収益合計		1,306		2,383
営業外費用				
支払利息		1,452		1,177
その他		113		72
営業外費用合計		1,565		1,249
経常利益		131,404		55,494
特別利益				
固定資産売却益		454		-
特別利益合計		454		-
税金等調整前中間純利益		131,859		55,494
法人税等	※ 3	46,460	※ 3	24,855
中間純利益		85,399		30,638
親会社株主に帰属する中間純利益		85,399		30,638

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5 月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年12月 1 日 至 2026年 5 月31日)
中間純利益	85,399	30,638
中間包括利益 (内訳)	85,399	30,638
親会社株主に係る中間包括利益	85,399	30,638

③ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5 月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年12月 1 日 至 2026年 5 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	131,859	55,494
減価償却費	5,372	3,194
のれん償却額	17,512	17,512
賞与引当金の増減額 (△は減少)	16,301	25,350
受取利息及び受取配当金	△343	△1,228
支払利息	1,452	1,177
固定資産売却益	△454	-
売上債権の増減額 (△は増加)	△106,788	196,672
契約資産の増減額 (△は増加)	63,778	4,613
棚卸資産の増減額 (△は増加)	189,764	△43,023
仕入債務の増減額 (△は減少)	89,357	△28,511
未払金の増減額 (△は減少)	2,085	2,944
未払費用の増減額 (△は減少)	2,616	△1,591
前渡金の増減額 (△は増加)	△98,734	△85,041
前受金の増減額 (△は減少)	173,007	△3,782
その他	15,300	△61,143
小計	502,086	82,637
利息及び配当金の受取額	343	1,228
利息の支払額	△1,452	△1,177
法人税等の支払額	△59,733	△35,235
営業活動によるキャッシュ・フロー	441,243	47,453
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期積金の純増減額 (△は増加)	1,200	1,200
有形固定資産の取得による支出	△5,048	△637
有形固定資産の売却による収入	454	-
無形固定資産の取得による支出	△2,760	-
保険積立金の積立による支出	△124	△10,124
敷金の差入による支出	△900	-
その他	△13	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,191	△9,562
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△22,998	△62,998
配当金の支払額	△3,000	△3,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△25,998	△65,998
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	408,054	△28,106
現金及び現金同等物の期首残高	434,915	962,378
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1 842,969	※ 1 934,271

【注記事項】

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用の計算

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、税引前中間純損失となった場合等には、法定実効税率を使用する方法によって計算しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年11月30日)	当中間連結会計期間 (2026年5月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	38,356千円	41,015千円

2 当座貸越契約

当社は運転資金等の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に係る借入未実行残高等は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年11月30日)	当中間連結会計期間 (2026年5月31日)
当座貸越極度額の総額	350,000千円	350,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	350,000千円	350,000千円

※3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、中間連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年12月1日 至 2026年5月31日)
役員報酬	41,898千円	43,768千円
給料手当	36,039千円	31,027千円
賞与引当金繰入額	7,799千円	7,719千円
退職給付費用	1,356千円	1,134千円

※3 中間連結会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年12月1日 至 2026年5月31日)
現金及び預金	843,569千円	934,871千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△600千円	△600千円
現金及び現金同等物	842,969千円	934,271千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)

1. 配当金支払額

決 議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年2月22日 定時株主総会	普通株式	3,000	15	2024年11月30日	2025年2月25日	利益剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2025年12月 1 日 至 2026年 5 月31日）

1. 配当金支払額

決 議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年 2 月22日 定時株主総会	普通株式	3,000	15	2025年11月30日	2026年 2 月24日	利益剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、システムインテグレーション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間（自 2024年12月1日 至 2025年5月31日）

(単位：千円)

	プロダクト 販売	インフライン バージョン サービス	システム開発 サービス	アウトソーシ ングサービス	合計
一時点で移転される 財又はサービス	1,071,918	198,056	75,901	—	1,345,875
一定の期間にわたり 移転される財又はサ ービス	—	51,862	29,948	339,188	420,998
顧客との契約から生 じる収益	1,071,918	249,918	105,849	339,188	1,766,874
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	1,071,918	249,918	105,849	339,188	1,766,874

(注) 収益認識に関する会計基準の適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用することにより、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しているインフラインバージョンサービス及びシステム開発サービスにおけるシステム構築等の作業を伴う案件については、一時点で移転される財又はサービスに含めております。

当中間連結会計期間（自 2025年12月1日 至 2026年5月31日）

(単位：千円)

	プロダクト 販売	インフライン バージョン サービス	システム開発 サービス	アウトソーシ ングサービス	合計
一時点で移転される 財又はサービス	293,778	79,772	95,666	—	469,218
一定の期間にわたり 移転される財又はサ ービス	—	54,526	39,878	355,305	449,710
顧客との契約から生 じる収益	293,778	134,299	135,545	355,305	918,928
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	293,778	134,299	135,545	355,305	918,928

(注) 収益認識に関する会計基準の適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用することにより、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しているインフラインバージョンサービス及びシステム開発サービスにおけるシステム構築等の作業を伴う案件については、一時点で移転される財又はサービスに含めております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額並びに 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年11月30日)	当中間連結会計期間 (2026年 5 月31日)
1 株当たり純資産額	5,835.23円	5,973.42円

	前中間連結会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5 月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年12月 1 日 至 2026年 5 月31日)
1 株当たり中間純利益	427.00円	153.19円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	85,399	30,638
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益(千円)	85,399	30,638
普通株式の期中平均株式数(株)	200,000	200,000

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年 8 月 31 日

株式会社フィットワークス
取締役会 御中

ひかり監査法人
京都事務所

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 矢 倉 誠

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 岩 永 憲 秀

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィットワークスの2025年12月1日から2026年11月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年12月1日から2026年5月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィットワークス及び連結子会社の2026年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継

続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。